

オリーブ栽培

所長が農業経営アドバイザーとなったことにより、当事務所のプロジェクトに農業関係の顧問先獲得という項目が誕生しました。

おかげさまで、農業関係の顧問先様が法人、個人とも増えていきました。

これからもさらに、農業に携わっていらっしゃる方々にも必要とされるホームドクターを目指していきたいと思っております。

さて、オリーブ栽培ですが、当事務所で実家が農家という職員2名により、オリーブ栽培が2012年、2013年に始まりました。

そのうち2013年より始めました中村の話を少し、オリーブ栽培をはじめたきっかけは所長がオリーブ大学の1期生で、2期生募集の際、話を聞き参加いたしました。

その時は実際オリーブを植える土地さえない状態でしたが、通っている最中に親戚の休耕地を使っているようになり、今では100本程オリーブの木を育てています。

苗はイタリア産の苗で、人と同じで成長はさまざまだし、20本から30本は植えてすぐ枯れてしまい、やはり、日本の土地には合わないのだろうかと不安になりました。

残りの元気のいい苗たちも、2015年の久々の台風で倒れたり、飛ばされたりして、また枯れました。そして地震、梅雨の大雨と石垣が崩れたり、道が壊れたり大変なことばかり続きました。そんな中、今年やっと、花が満開となった木が何本もあり、おお今年は実がなると喜んだのも束の間、梅雨の雨で、受粉出来ず、花が満開となった木に実がつくことはありませんでした。もともとオリーブは1本で、実になる種類は少なく多品種を植えて結実します。

そんな中、1種類で実がなる木がありました。その木に数個、実がなりました。



まだ、木が若いのでこれも10月まで、落ちずに残っているのかどうか…

農業は肉体的には大変で、ある農家の方は農業は博打だんねえとおっしゃった方がいらっしゃいました。投資にお金がかかるし、天災、人災で収穫が出来るかどうか、更に出来ても高く売れるかどうか。

この多くの困難を克服して、実を結べば、他にない作物が出来、すばらしい未来が開けてくると信じて今日も草取り、虫取りに精を出します。

安心安全な日本の農産物が無くならないよう、皆様、少しぐらい高くても、国内産の農産物をたくさん召し上がってください。

なんとか復旧復興して、また、農業大国熊本となりますよう、共に盛り上げていきましょう。



暑中お見舞い 申し上げます

平成28年4月14日21時26分前震M6.5。4月16日1時25分本震M7.3。

二度の地震により熊本市内、および熊本東部地域には壊滅的被害を受けました。

特に熊本のシンボルである熊本城の被害の大きさにはショックを受けました。

このたびの熊本地震において、皆様方から、支援物資やお見舞品、温かな励ましのメール、お手紙等をいただきありがとうございました。

この場をお借りしまして心より御礼申し上げます。

またこのたび弊社では、より質の高いサービスをご提供するため、組織を変更いたしました。これからは三社による包括的なサポートを目指し、弊社の理念でもある『中小企業経営者のホームドクター』を実現できるよう社員一同、努力をしております。

今後もしばらくお願い申し上げます。

高濱 三喜夫

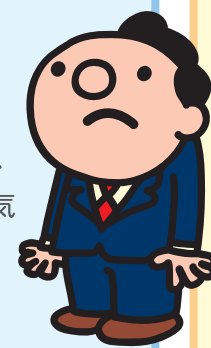


「いいかげんにせんか!!」

世界中で異常気象が起こっている…。天災だけではない！ 人災であるテロも、頻繁に…。どの時代も、いつの世も、争いごと…もめ事はある。身近な家庭から…大きな出来事となる世界まで…。でも、発端は…みんな些細なことから…ではないだろうか？

**命はいつか途切れる 命を繋いでいくことは出来る
新しい命が誕生すればうれしい
この世とはそうゆうことだろう…**

熊本の小学生たちも避難所生活の中、自分たちに出来ることを探し出し、行動を起こし、明るい笑顔を運んで変えた…大人達のやる気に！ 心優しい子供たち…これから、あなた達の世を…テロのない世の中にするために。



三角往復 ビール列車の旅

7月22(金)18時45分。うだる暑さのなか熊本駅を出発し、ビール列車へ乗り込みました。

往復2時間半のビール列車の旅に職員4人で参加し、アサヒスーパードライ飲み放題に全員大いに満足でした。

三角駅の海のピラミッド前では夜市が開かれ、太鼓演奏で迎えられ、海のピラミッドのイルミネーションがとてもきれいでした。

熊本地震を機に承継戦略を考える

この度、熊本地震の被害に遭われた会社様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興を祈念いたします。今回の震災では多くの会社が直接的、間接的な被害に遭われています。そしてその影響は事業承継という観点から見ても大きな転換点になると私は考えています。実際に事業環境が大きく変化したことから、事業承継の時期を見直す会社様も出てきています。そこで、後継者の視点から後継者の承継戦略について今回は考えたいと思います。後継者の承継戦略は4つあります。

①一般承継戦略

これは今の事業をそのまま引き継ぐということです。通常はこの形が最も多いと思います。これであまくいけば一番いいのですが、時代の変化がある中で以前は儲かっていた事業があまり儲からなくなってきた。さらに今回の震災でより事業環境が厳しくなっている会社にとってはただ単に今の事業を引き継いでもうまくいかないという可能性が高くなったと言えます。

後継者や後継経営者の方には一回視野を広げて他の承継戦略がないかを考える必要があります。それが以下の3つの承継戦略になります。

②新事業戦略

これは新たな事業を今の会社で始めるということです。例えば、今までスーパーの小売事業をメインでやっていた会社が、介護や保育園等の施設に対しての食材の宅配事業を新たに始めるといった例があります。

③新会社戦略

これは今の会社ではなく新たな会社で今の事業を引き継い

で行うということです。今の事業の中で価値ある儲かっている部分だけを新たな会社で始めるという戦略です。これは専門家の力を借りながら、株主や金融機関に相談しながら行うことが必要です。

④創業戦略

これは後継者が新たな会社を設立して新たな事業を行うということです。それなら事業承継にはならないのではないかとと思われるかも知れませんが、事業承継の本質が価値あるものを引き継ぎ、価値あるものを生み出すということであれば、価値あるものは社員であったり、これまで取引のある取引先だったりするかもしれません。ただの創業は全くのゼロからのスタートです。社員も取引先もゼロから確保していかなければなりません。承継戦略における創業戦略はその点が大きく違います。

以上、事業承継の4つの戦略になりますが、どの戦略をとっていくかを考える前に必ずやらなければならないことがあります。それは会社の現状の把握です。例えば現在の財務状態、資金はいくらあるのか。借入金はいくらあるのか。どんな資産があるのか。真実の財務状態はどうなっているのか。株主の状況はどうなっているのか。どんな取引先があって年間の売上や利益はいくらか。社員の年齢構成や業務内容、強みは何か。現状を把握する目的は自社の持つ価値を見つけることにあります。受け取りたい価値を明確にすることが成功するための事業承継の第一歩です。現状を把握するお手伝いは私もサポートしますので、一緒に自社の価値を発見しにいきましょう。(高濱 亮)



雇用調整助成金、熊本地震により特例を実施

1.そもそも雇用調整助成金とは？

景気の変動・産業構造の変化等の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業、教育訓練または出向を実施することにより、従業員を解雇等することなく雇用を維持した場合に受けることができる助成金です。この雇用調整助成金は、東日本大震災の際にも震災に伴う特例が実施され活用が促進されていました。

2.具体的に、どんな場合にもらえる？

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた

場合、従業員に休業手当(原則、平均賃金の60%以上)を支払った際、その4/5が助成されます(熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用可能)。また、休業は1日単位でも不定期でも可能です。「経済上の理由」に該当するケースは具体的には以下のようなものです。

- ①取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ②交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合



③電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合

④風評被害により、観光客が減少した場合

⑤事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

3.熊本地震による特例措置の内容は？

以下の特例は平成28年10月13日提出分まで(平成28年7月21日現在)の特例となっています。活用をご希望の場合、お早めに計画書をご提出ください。

①生産量・販売量・売上高などの事業活動を示す指標の確認期間が3ヶ月から1ヶ月に短縮。

②平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。

③休業を実施した場合の助成率の引き上げが、中小企業は2/3→4/5へ。

④新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする。

今回の地震や洪水等の災害に関して、税制上では次のような規定が設けられています。

1. 雑損控除

地震や洪水などの災害で自宅や家財などの資産に損害を受けたときは、その損失額を確定申告することができ、所得税の還付を受けることができます。この雑損控除は、所得控除となりますが、平成28年分の所得から控除しきれない損失額は繰越され、翌年以後3年分の所得から控除することができます。

2. 災害減免法

地震や洪水などの災害で住宅及び家財に損害を受けたときは、その損失額を確定申告することができ、所得税の減免を受けることができます。この規定は平成28年分の所得金額が1,000万円以下の人が対象となっています。この規定と1の雑損控除は、いずれか有利な方の選択適用となります。

3. 寄付金控除

今回の地震に対する義援金や寄付金について要件を満たすものについて、法人が支出したものは全額損金算入となります。個人が支出したものは寄付金控除の対象となります。又、お金に代えて物資の支援を行った場合について、物資を取得した代金は、法人は損金算入となり、個人事業者は必要経費となります。

⑤最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。

4.注意すべきことは？

①計画書は休業前に届出をすること(平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合は事前に計画届が提出されたものとみなされています)。

②就業規則のコピーか、ない場合は雇用契約書のコピーが必要。

③計画書は枚数が多いので休業予定の日から逆算して早めに取り掛かること。

被災した場合には、事業活動が長期に亘り困難になるケースもあるかと思います。このような助成金を積極的に活用し、できる限り雇用の維持を図りつつ復興へ進んでいけたらと思います。準備すべき資料一覧や詳細などは熊本労働局(096-312-0086)のホームページにて一括ダウンロードが可能です。弊社でもリーフレットをご用意しておりますので、ご希望の方は担当にお申し付けください。



4. 災害損失特別勘定の損金算入・保険金の圧縮記帳

(1)災害損失特別勘定の損金算入

法人が、地震により資産に損害を受け地震保険の保険金を受取ったが、資産に対する修繕が完了していない場合、①と②の金額のいずれか大きい金額を災害損失特別勘定として損金計上することができます。

①修繕費の見積額

②損害を受けた資産の帳簿価額ー損害を受けた資産の時価

(2)保険金の圧縮記帳

法人が、地震により資産に損害を受け地震保険の保険金を受取ったが、新たな資産の取得が翌事業年度となった場合、受取った保険金を仮受金等の特別勘定として経理処理し、固定資産を取得した事業年度に益金とした上で、圧縮記帳を行うことができます。

この他、固定資産税や住民税等の市町村民税について、被災の状況により減免を受けることができる場合があります。他にも震災関連の助成金や補助金等もあります。雑損控除や災害減免法の損失額の計算の仕方等は複雑ですので、弊社にお気軽にお尋ね下さい。

グループ補助金

「平成28年度熊本地震」により、被災された中小企業等の施設や設備の復旧・整備、並びに商業機能の復旧促進を支援する為、「平成28年度 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されました。既に説明会も実施され、実際に取り組まれている方もいらっしゃるかと思います。

私も実際に東日本大震災のグループ補助金アドバイザーをされていた方の説明会に参加しお話を伺ってきました。

まず、この政策目的は国・県が支援することで県内産業の状況を震災前に復旧することです。対象となる資産は今回の熊本地震によって損壊、又は継続して使用することが困難になった施設又は設備が対象になります。（新分野事業・商店街型は除

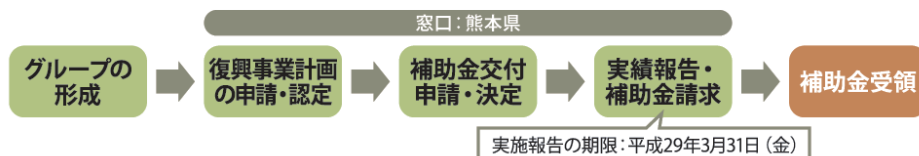
く）その施設又は設備の修繕、入替等にかかる費用の3/4を中小企業者であれば補助されることとなっています。以下、概要と補助金申し込みの流れになります。

【1.概要】

①補助金の内容	平成28年熊本地震により被災された企業の皆さまの施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧事業に要する経費の一部を補助するものです。ただし、事前に複数の中小企業等グループが参加する「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があります。
②補助対象者	中小企業等グループを構成する中小企業者、中堅企業等
③補助率および補助上限額	中小企業者：補助対象経費の3/4以内（国1/2、県1/4） 上記以外：1/2以内（国1/3、県1/6） ※いずれも補助上限額は15億円になります。
④補助対象経費	施設・設備の復旧に必要とする施設費、設備費、工事費等

補助率
最大3/4

【2.申し込み手続き】



①**グループの形成**：複数の中小企業者等から構成されるグループで、サプライチェーン型をはじめ5つのタイプのいずれかに該当することが必要です。

②**復興事業計画の申請**：グループの「復興事業計画」を県に申請し、認定を受ける必要があります。

グループ作成のイメージが湧かない方は、東日本でのグループ補助金で採択された事例が中小企業庁のHPIに掲載されてありますのでそちらなどをご覧ください。申請の要件として、下記のいずれかのグループを作成し属さなければなりません。また、そのグループの構成員が補助金を受けようとする場合には、その構成員の事業所が熊本県内に所在していることも要件となります。

①**サプライチェーン型**…当該中小企業等グループ以外の企業や他地域の産業等にとって重要な役割を果たしているグループ

②**経済・雇用効果型**…事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いグループ

③**地域の基幹産業集積型**…一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用・コミュニティの維持に不可欠なグループ

④**観光サービス集積型**…温泉や旅館など観光またこれに付随する産業分野であって、観光地や地域経済に重要な役割を果たしているグループ

⑤**商店街型**…地域住民の生活便利や買い物の場の利便性を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するグループなど

今回補助金申請のグループ形成はほぼ ③地域の基幹産業集積型での申請になるのではないかと思います。このグループ形成が重要になるかと思います。書類作成の際にグループの特徴がよくわかるグループ名、被害の状況、復興計画の内容、収支計画の内容などが評価のポイントとなってきます。補助金を考えてらっしゃる、もしくは興味がある方などは弊社、もしくは以下の問い合わせ先にご連絡下さい。公募期間も掲載致しますのでご確認ください。（園田）

<問い合わせ先>

■中小機構

九州 中小企業復興支援センター熊本
Tel:096-364-5252

※復興事業計画策定に関する支援を無料で実施しています。
以下、グループ毎の相談先です。

■サプライチェーン型

商工観光労働部 企業立地課
Tel:096-333-2329

■経済・雇用効果型

商工観光労働部 産業支援課
Tel:096-333-2319

■地域の基幹産業集積型

商工観光労働部 産業支援課
Tel:096-333-2319

■観光サービス集積型

商工観光労働部 観光課
Tel:096-333-2332

■商店街型

商工観光労働部 商工振興金融課
Tel:096-333-2326

<公募期間>

1次締切 平成28年7月22日（金） 午後5時15分
2次締切 平成28年8月26日（金） 午後5時15分



熊本地震関連融資制度一覧表

地震の被災に関わらず、融資をお考えの方は担当者までご相談ください。

<日本政策金融公庫(国民生活事業)>

	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	平成 28 年熊本地震特別貸付
対象者	商工会議所の経営指導を受け、推薦を受けた小規模事業者	(1)熊本地震により直接被害を受けた事業者 (2)熊本地震により間接的に被害を受けた事業者
資金の使いみち	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	2,000万円以内 ※ただし、り災証明書等の提出ができる場合、別枠にて1,000万円以内の限度額が設けられています。	各融資制度の融資限度額に 6,000万円上乗せ
返済期間	設備資金10年以内(据置期間2年以内) 運転資金7年以内(据置期間1年以内)	設備資金20年以内 運転資金15年以内(据置期間:直接被害5年以内、間接被害3年以内)
年利	基準金利(マル経)1.3% ※直接被害を受け、り災証明書を添付することで、別枠での貸付額1,000万円を上限として、基準金利から0.9%引き下げます。(貸付後3年間)	基準金利(災害貸付)1.4% ※直接被害を受け、り災証明書を添付することで、貸付額3,000万円を上限として、基準金利から0.9%引き下げます。(貸付後3年間)

<県制度融資>

	熊本県小規模事業者おうえん資金	熊本県金融円滑化特別資金
対象者	次のいずれかに該当する方 ●り災証明書を有している方 ●平成28年熊本地震の影響で売上等が減少している方	次のいずれかに該当する方 ●り災証明書を有している方 ●セーフティネット第4号の認定を受けた方
資金の使いみち	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	1,250万円	5,000万円
返済期間	7年以内(据置期間6ヶ月以内)	1年以上10年以内(据置期間1年以内)
年利	借入期間によって金利が変わります。 (例:借入期間5年の場合、年利1.45%以内) ※備考:熊本地震で被害を受けた方の保証料0.00%	借入期間によって金利が変わります。 (例:借入期間5年の場合、年利1.65%以内) ※備考:熊本地震で被害を受けた方の保証料0.00%

<熊本市制度融資>

	熊本市平成28年熊本地震特別融資
対象者	震災により被害を受け、り災証明書を有している方で、熊本市内に6ヶ月以上経営している中小企業の方
資金の使いみち	設備資金・運転資金
融資限度額	1,500万円
返済期間	7年以内(据置期間1年以内)
年利	2.0%以内 ※利子補給あり。利子補給期間は3年間 ※受付期間 平成28年4月22日～平成28年7月31日 ※別途、保証料がかかります。

<保証協会関係融資制度>

	震災支援短期	災害保証制度
対象者	震災により直接的、間接的に被害を受けた熊本県内の中小企業及び個人事業主の方	熊本県内に事業所を有し、災害を受けたことについて各市町村長が発行したり災証明を有する中小企業及び個人事業主の方
資金の使いみち	運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	直近の決算期または確定申告の月商の1ヶ月以内	280百万円以内(協同組合等:480百万円以内)
返済期間	6ヶ月以内、期日一括返済	10年以内(据置期間1年以内)
年利	各行の所定の金利 ※別途、熊本県信用保証協会所定の保証料が必要です。	各行の所定の金利 ※別途、熊本県信用保証協会所定の保証料が必要です。